

●香川県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月22日から同年3月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町内野々字紡 口乙171番11地先から 観音寺市大野原町有木字落合 83番1地先まで	前	8.3~48.7	393	道路整備事業による道路 新設及び現道拡幅
	後	8.3~53.7	393	
		17.4~106.7	236	